

樽 建 計 第 1 2 4 号
平成 2 1 年 1 0 月 1 4 日

小野 晃裕 様

小樽市長 山 田 勝



都市計画の案の通知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 2 1 年 4 月 2 1 日付で都市計画法第 2 1 条の 2 の規定に基づきご提案いただきました都市計画提案につきまして、今後の都市計画決定の進めるに当たり、都市計画の案を作成いたしましたので通知いたします。

なお、この都市計画の案につきまして、ご意見がございましたら本市へ提出することができますので、お知らせいたします。

今後とも、本市の都市計画行政についてのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 通知内容 (別添)

- ・ 計画提案に対する本市の判断及び理由の要旨
- ・ 都市計画の案
- ・ 今後のスケジュール

2 意見書の提出について

- ① 提出期日 平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日 (火)
- ② 提出方法 文書による
- ③ 提出先 小樽市建設部まちづくり推進室都市計画課

【 担 当 】

小樽市建設部まちづくり推進室
都市計画課 三浦 (みうら)、室谷 (むろや)
TEL 0134-32-4111 内線 333

■通知内容

(1) 計画提案に対する本市の判断及び理由の要旨

以下の理由により、都市計画の決定が必要と判断いたします。

- ・ 本提案は住民の方自らが「まちづくり協議会」を結成し、地域のまちづくりに関し、区域内土地所有者等への説明、合意形成等を行ったもので、市民参加による地域主体のまちづくり活動を促進するものである。
- ・ 当該地区は、都市計画マスタープランにおいて、低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図る中高層住宅ゾーンに位置している。
本提案は、低層建物と中高層建物が共存する広範なゾーンにおいて、現状の街並みを踏まえ、低層の建物を主体とする良好な住環境を保全していくものであり、都市計画マスタープランの考え方と整合している。
- ・ 本提案は地区計画制度を活用し、小樽港への眺望、現在の良好な街並みや住環境の保全を図るものであり、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を活かした都市空間の創出を図るといった、都市計画マスタープランの考え方に整合している。

(2) 都市計画の案（別紙1）

(3) 今後のスケジュール

<平成21年>

11月6日（予定） 小樽市都市計画審議会（協議）

<平成22年>

1月中旬～下旬	公告及び案の縦覧
1月下旬	小樽市都市計画審議会（諮問）
2月中旬～下旬	北海道知事同意協議
3月下旬	都市計画決定
4月1日	「小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」改正の施行

（小樽市建設部まちづくり推進室都市計画課）

小樽都市計画地区計画の決定（小樽市決定）

都市計画富岡地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

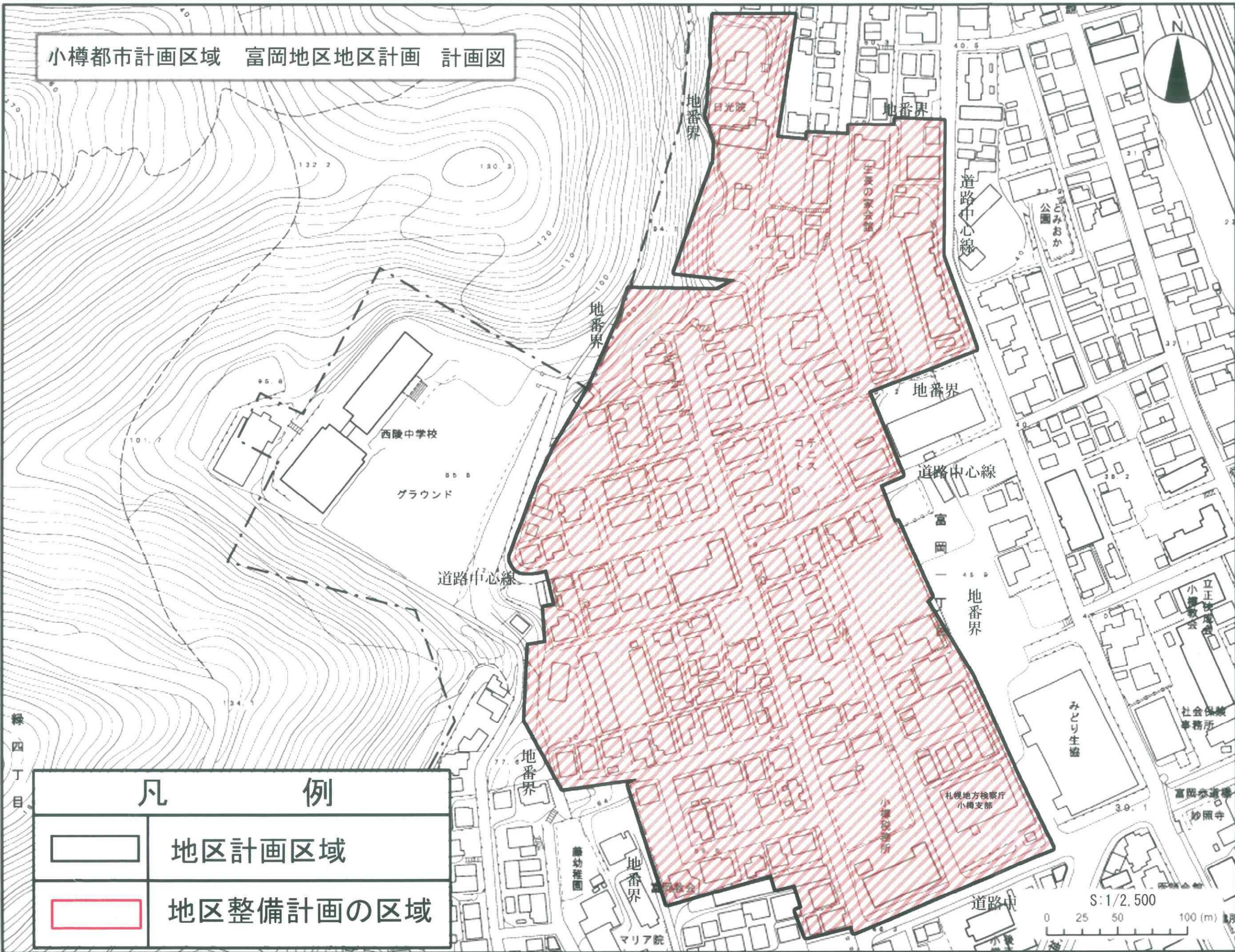
名 称	富岡地区地区計画	
位 置	小樽市富岡1丁目及び2丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	8.4 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、JR小樽駅より西へ約500メートルに位置し、旭展望台を有する丘陵地の裾に広がり、小樽港を一望できる低層の建築物を主体とする閑静な住宅市街地が形成されている。</p> <p>本計画は、小樽港や海を望む眺望景観を有し、人々から愛される良好な街並みが保全されるよう、現在の住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既に形成されている住宅市街地の土地利用を基本とした住環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、住環境の維持・保全を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。



2. 地区整備計画

地区の名称	富岡地区	
地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域の面積	8.4 ha	
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分（計画図表示のとおり）	名称 低層一般住宅地区
		面積 8.4 ha
	建築物の高さの最高限度	10メートル
備考	<p>ただし、当該地区計画の適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（以下「既存建築物等」という。）のうち、最高の高さが10メートルを超える建築物の敷地として使用されている土地については、その全部を一の敷地として使用する場合に限り、当該地区計画の適用の際における既存建築物等の最高の高さとする。</p> <p>用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令による。</p>	

理 由： 将来にわたって住環境の維持・保全が図られるよう、地区計画の決定を行うものである。

小樽都市計画区域 富岡地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画の区域